

平成28年11月5日(土)


13:00~14:20

【教育(子供の学習指導)】

- 学校を核とした地域力強化プラン(一部)
- 補習等のための指導員等派遣事業
- 帰国・外国人児童生徒等教育の推進(一部)
- 理科教育等設備整備費補助等(一部)

(文部科学省)

各事業の目的等について

| 事業名 | 補習等のための 指導員等派遣事業 | 帰国・外国人児童生徒 等教育の推進 「日本語指導の充実」 | 理科教育等設備整備 費補助等 「観察実験アシスタント」 | 学校を核とした地域力 強化プラン 「放課後子供教室」 「地域未来塾」 |
|-------|---|---|---|---|
| 目的・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○学力向上を目指す学校の取組を支援 ○学校教育全般の水準維持・向上の観点から<u>広域的な視点</u>で退職教員や大学生など指導員等を派遣し、補習などの学習サポートや学校生活の適応支援などに対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○日本語能力が十分でない帰国・外国人児童生徒に対する受け入れから卒業後の進路まで一貫した<u>指導・支援体制の構築</u> ○その一環として、<u>教員と支援員の連携</u>による「<u>特別の教育課程</u>」の実施 ○支援が必要な子供がいる地方自治体の取組を支援 <p>【日本再興戦略2016】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒の<u>日本語指導受講率100%を目指す</u> ○外国人児童生徒の多い地域においては「<u>JSLカリキュラム*</u>」における<u>指導を確実に実施</u> <p>※「特別の教育課程」の編成・実施による</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○理科教育の振興及び科学技術イノベーション人材育成の観点から、<u>観察・実験の充実のための観察実験アシスタント</u>を配置 <p>【理科教育振興法】</p> <p>【第5期科学技術基本計画 抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国は、課題解決的な学習や理数教育の充実等を図った学習指導要領に基づく教育を推進するとともに、高度な専門的知識を有する人材や産業界・地域人材を活用した先進的な理数教育の充実等を図る。 <p>【第2期教育振興基本計画 抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観察・実験の重視をはじめとした理数教育の充実のため、指導体制・教材等の整備や効果的な指導法に係る情報の収集・提供などの支援に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の社会貢献活動 ○<u>住民参加による地域の活性化・教育力の向上</u> ○子供たちの体験活動を提供、自主学習を支援 ○<u>貧困の連鎖を断ち切る</u> <p>【ニッポン一億総活躍プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度末までに全小学校区に当たる約20,000箇所放課後子供教室を実施。 ○地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を、平成31年度までに全中学校区の約半分に当たる5,000箇所に拡充。 <p>【子供の貧困対策に関する大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。 |
| 実施主体 | ○公立学校(都道府県、政令市) | ○公立学校(都道府県、政令市、中核市) | ○公立学校(市区町村)、私立学校(学校法人) | ○主に市区町村 |
| 人材・役割 | ○退職教員、大学生 など (補習、ティームティーチングなどへのサポート、児童生徒の相談など) | ○日本語教育の専門的人材 ○母語の通訳等の能力を有する専門的人材 (日本語指導、教員による指導の補助、母語による生活面・学習面のサポート) | ○研究者、技術者、大学院生など理科に知見のある人材 (観察・実験の準備・調整などの支援) | ○地域住民一般 (地域文化、自然体験、昔遊び等のプログラム、自主学習の支援、子供の見守りなど) |
| 区分 | <div style="text-align: center;">  </div> <p>教員:教員免許を保有。校内の体制整備、指導計画・指導案の作成、各教科の指導、生徒指導、成績評価など</p> <p style="text-align: center;">学校教育</p> | | | <p style="text-align: center;">社会教育</p> <p style="text-align: right;">1</p> |

各事業の成果等について

●「日本語指導」の例

教員とサポートスタッフの協働

教員:教科指導
 スクールアシスタント:母語でのサポート

教員
 (全体指導)

電子黒板

教員
 (個別指導担当)

スクール
 アシスタント
 (タガログ語担当)

●「観察実験アシスタント」の例

理科の授業内容の充実

- ・準備及び後片付けの補助による、授業展開の一助
- ・準備の充実による、多様な観察・実験の実施及び児童生徒の興味・関心や技能等の向上に寄与
- ・けがの防止や安全に配慮した観察・実験の実施など

教員:教科指導
 観察実験アシスタント:観察・実験活動の補助、
 実験器具の準備等

<観察・実験活動の一風景> <実験準備の一風景>



●「放課後子供教室」の例

地域住民の社会貢献活動により、地域を活性化

- ・地域住民の参画を得た様々な活動を実施
- ・伝統文化活動、自然体験活動、畑での栽培活動、昔遊び、季節の行事等
- ・地域住民と子供たちの交流を促進



●「地域未来塾」の例

地域住民の社会貢献活動により、地域を活性化

- ・NPOとの交流で学校や家庭とは違った「ななめの関係」の中で学べる環境
- ・市民プラザを場として、開放的な空間とコミュニケーションを取りやすい雰囲気により、自主学習を支援



【取組を行ったA市の例】

外国人生徒の中学校卒業後の進路

<高校等進学率が上昇>

平成20年度 73.3%(44/60)



平成26年度 89.9%(107/119)

理科室で観察・実験授業を「週1回以上行った」と回答した学校

<観察・実験の実施率が上昇>

平成24年度:小56.1%、中55.5%



平成27年度:小58.4%、中59.2%

※全国学力・学習状況調査質問紙調査より

①学校支援・放課後・土曜日の教育活動等の活動に参画した地域住民等の数(延べ人数)

平成26年度 715万人



平成27年度 809万人

②学校を支援することにより、地域の活性化につながったと考える地域住民の割合

平成27年度 66.9%

③生きがいづくりや自己実現につながったと考える地域住民の割合

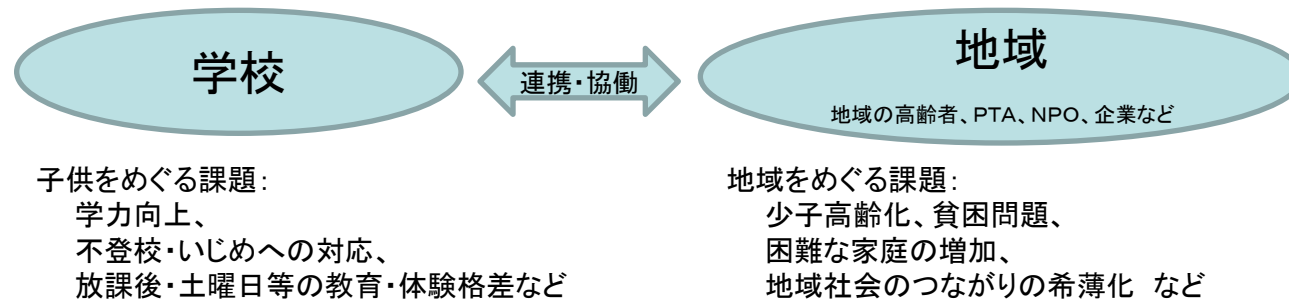
平成27年度 79.8%

※ただし、スタッフの業務時間・日数、業務内容は、各事業や各実施主体等によって異なるため、一律の数値目標化は難しいものであることに留意。

- 各事業を実施している各自治体においては、それぞれの目的に応じた成果を出しているところ。
- 今後国又は事業を実施する地方自治体等において成果目標を設定し、その結果は事業の改善に活用するとともに、優良事例を各自治体に対して広く周知を図ることが必要。

<参考> 学校と地域の関係について

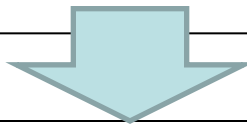
- 複雑化・多様化する子供をめぐる諸課題や深刻化する地域をめぐる諸課題に効果的に対応するためには、学校と地域が適切な役割分担の下、相互に連携して取組を進めることが必要。



- 子供をめぐる様々な課題への対応が学校に集中している現状(※)を踏まえれば、学校のみで諸課題を解決することは困難。

※例えば、文部科学省「教員勤務実態調査」によれば、昭和41年度と平成18年度を比較して、生徒指導に関する業務時間が5.4倍となっている。

- 学校教育だけではなく、学校以外の場において、幅広い地域住民等の主体的な社会貢献活動を促進する事業の一つとして、様々な人々との関わり合いの中で子供の学び、体験、経験を促し、学習意欲や地域への愛着等を育てていくことも重要。

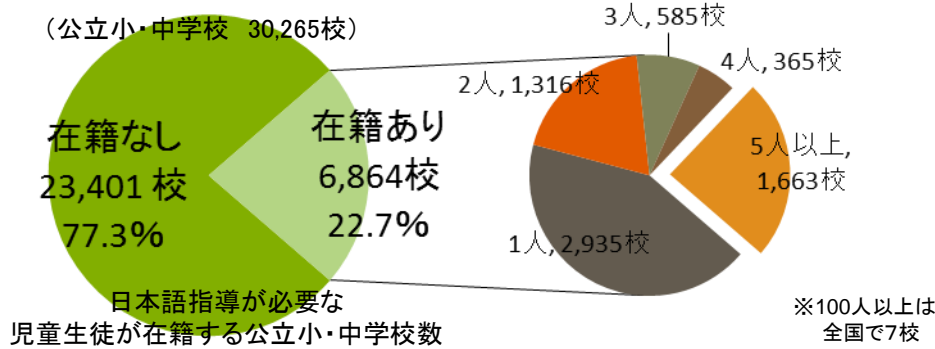


- 学校教育の充実強化とともに、持続可能な地域社会の創生のためには、地域住民等の協働の取組(社会貢献活動)を通じて、地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが必要。

<参考> 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援について

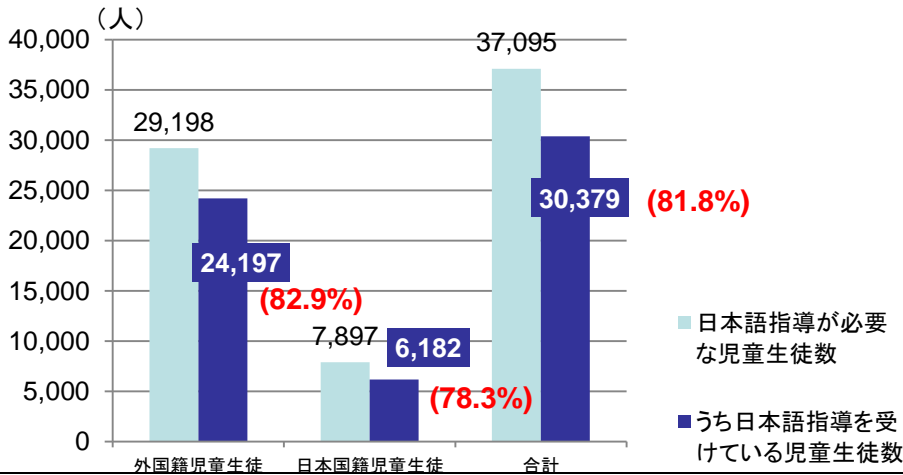
○全国の小・中学校の約2割、市区町村の約5割に日本語指導が必要な児童生徒が在籍しており、特定の地域を越える課題

出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)



○日本語指導が必要な児童生徒の2割が指導を受けられておらず、自治体・学校の指導体制整備が喫緊の課題

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合(小・中・高校・特別支援学校等)【H26.5.1現在】】



○「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」では、教員と支援員が適切な連携・役割分担の下に一体的に指導を行うための自治体の体制整備の取組を促すため、

- ①児童生徒の日本語能力の把握及び「特別の教育課程」の編成・実施を義務づけ
- ②自治体の運営協議会・連絡協議会等での域内の各学校の状況を把握・検証した上で支援員の派遣先・支援内容を調整するなど、体制整備を効率的・効果的に実現

(事例) B市「外国人児童生徒教育相談員(巡回)」

- 市教育委員会から域内の小学校、中学校に巡回
- 日本語指導相談員7名、バイリンガル相談員4名、巡回対象校 47校
- 支援内容：国際教室(取り出し)指導補助、個別指導補助、在籍学級指導補助(入り込み)、教材準備等
- 学校の状況を踏まえ、年に3回、巡回内容等を変更

○地方創生、一億総活躍社会を進める中で、社会の一員となる外国人児童生徒等教育の充実が急務
 ○地域の事情を踏まえた効果的な指導・支援体制構築を促すため、補助事業(1/3補助)により国として一定の責任を果たすべき